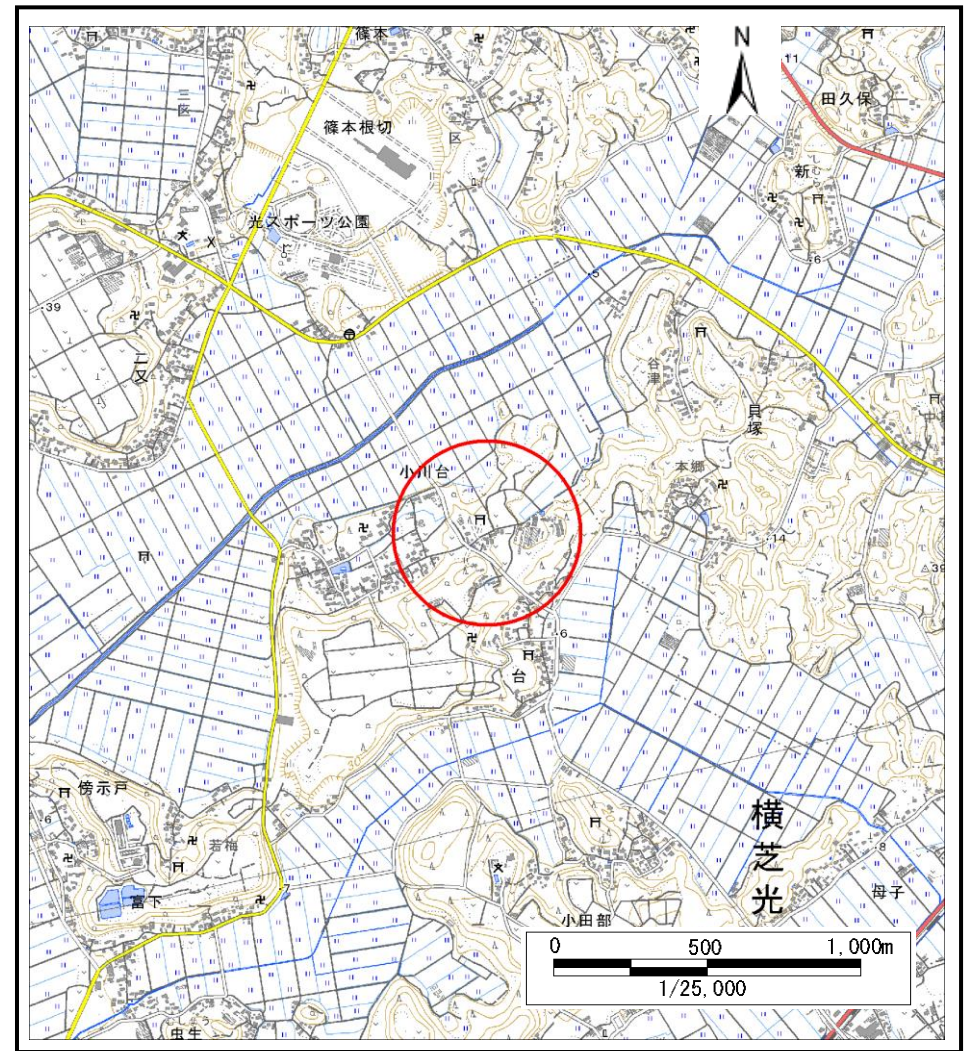
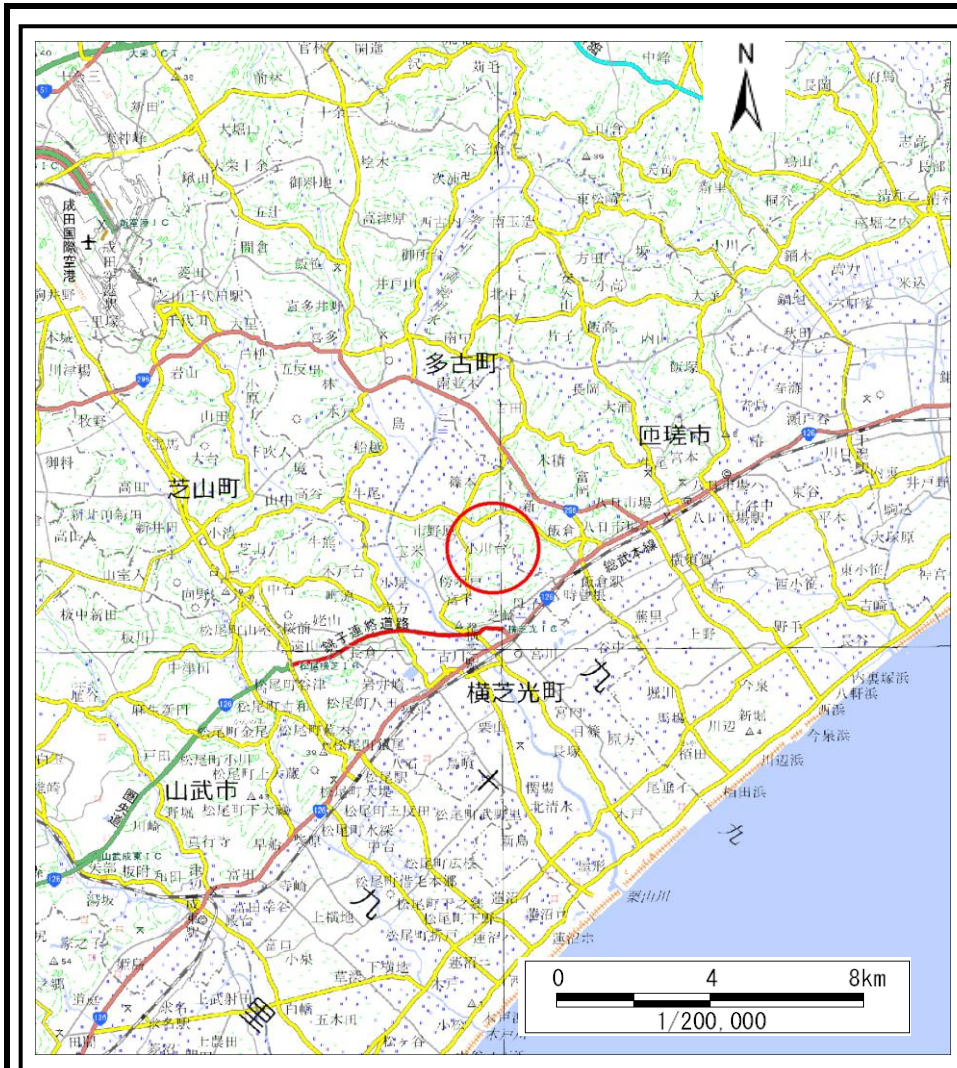


# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式1)



様式1(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
位置図

自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

Ⅱ-105K2031

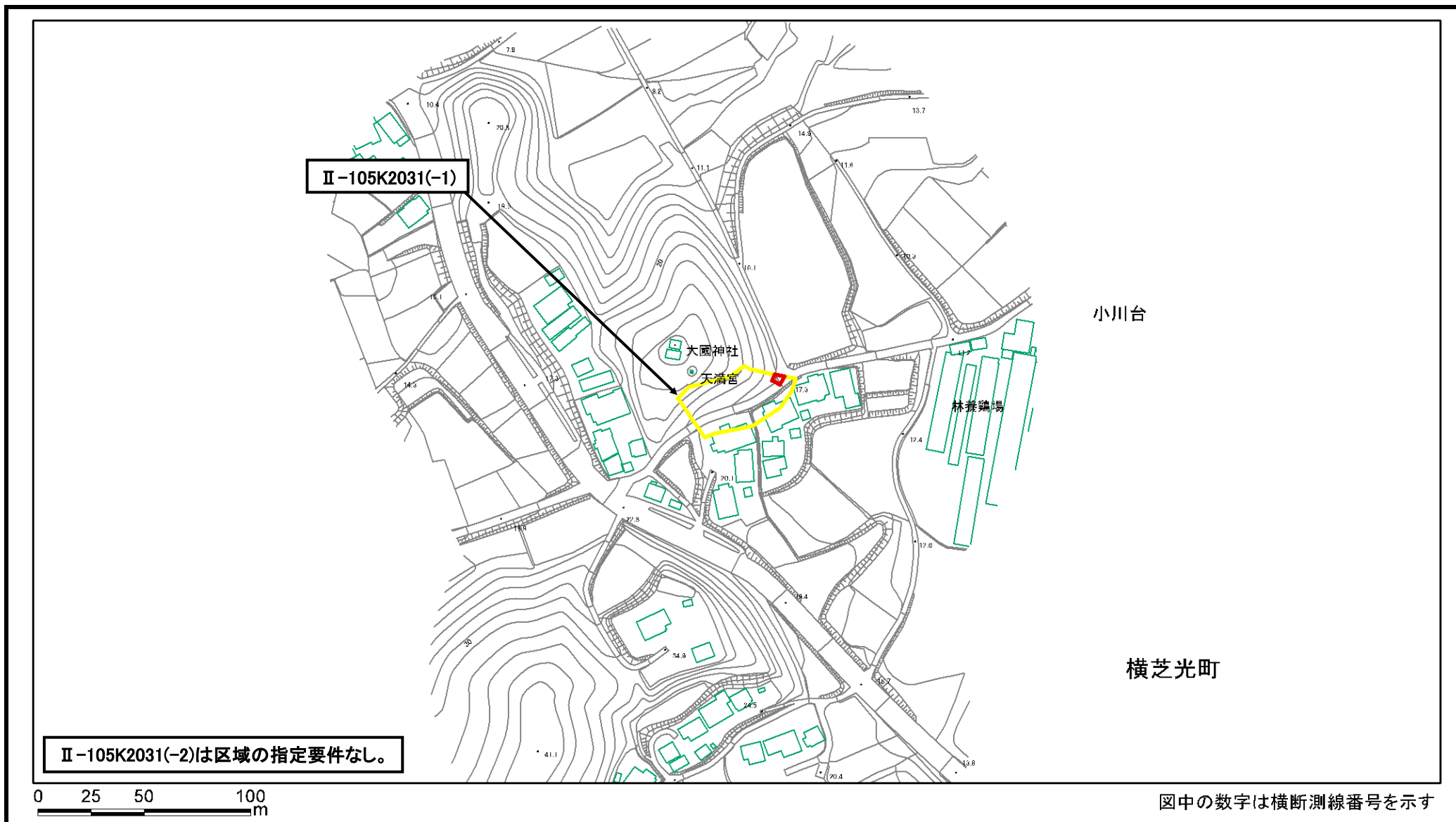
箇所名

小川台2

所在地

山武郡横芝光町小川台

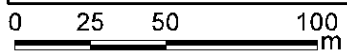
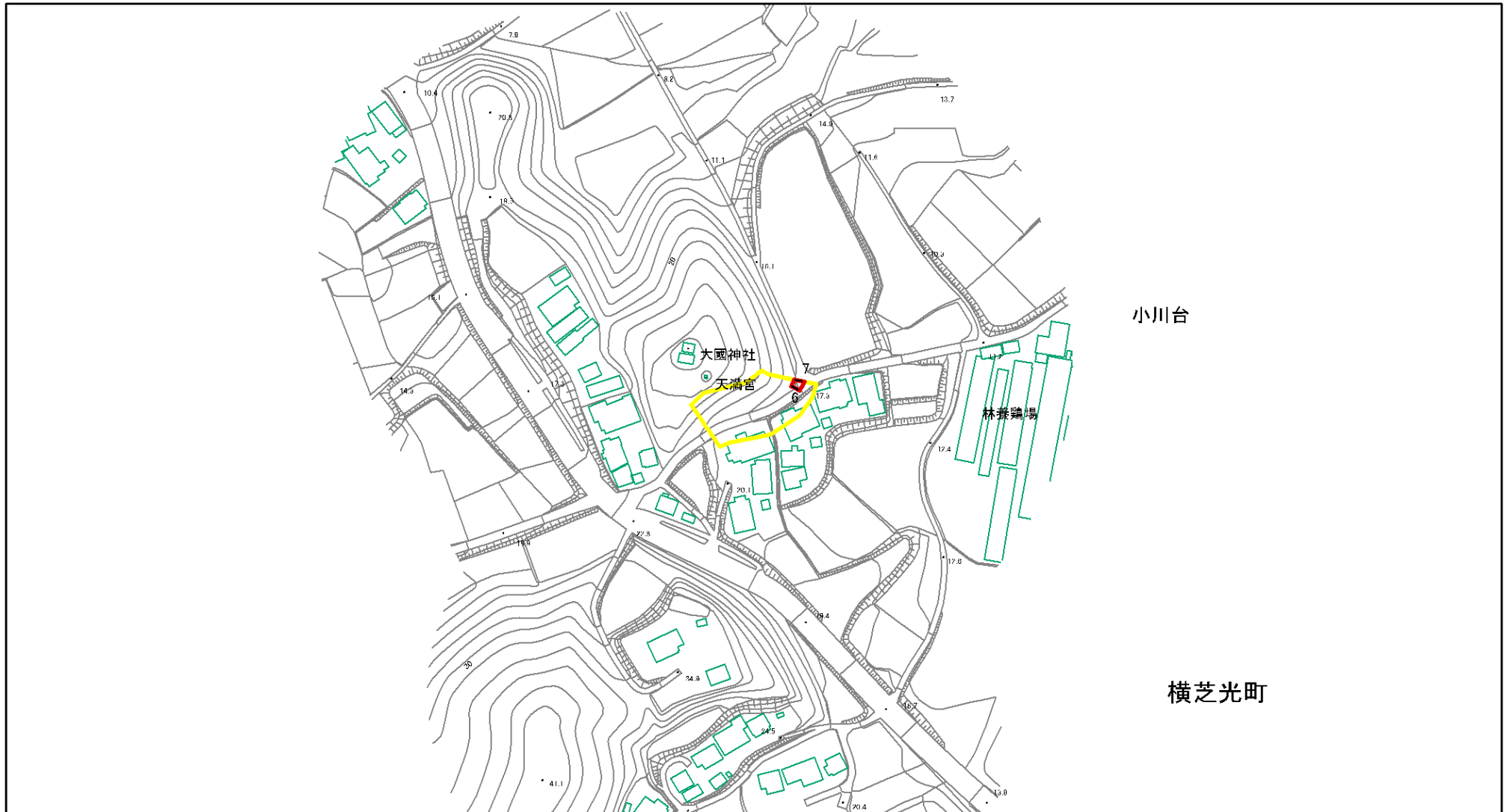
「測量法に基づく国土地理院承認(複製)R5JHf 51」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」



II-105K2031(-2)は区域の指定要件なし。

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-105K2031
			告示番号	千葉県告示第231号 千葉県告示第236号	箇所名	小川台2
			告示年月日	令和6年3月29日	所在地	山武郡横芝光町小川台
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域						
それ以外の区域						

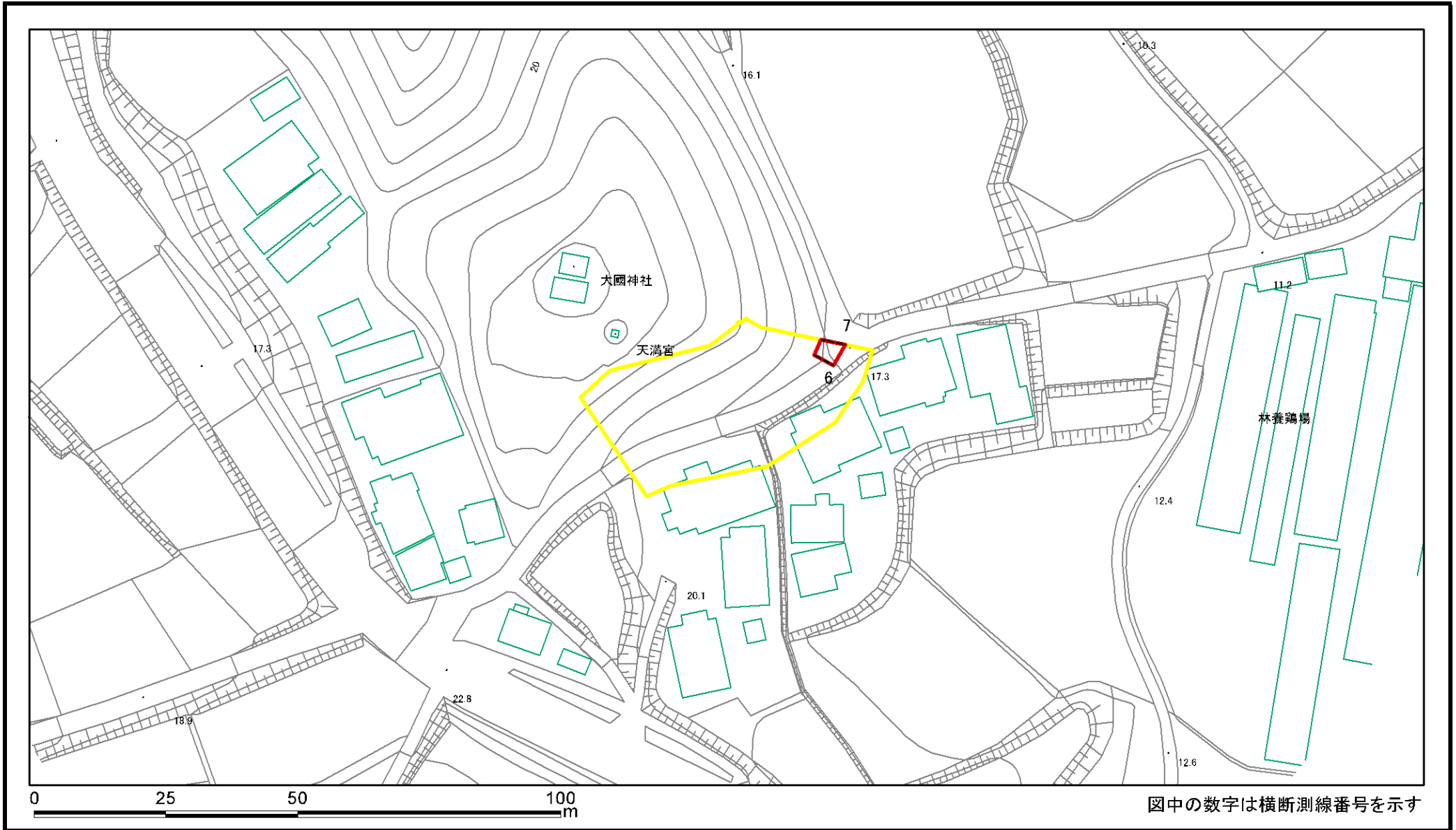
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



図中の数字は横断測線番号を示す

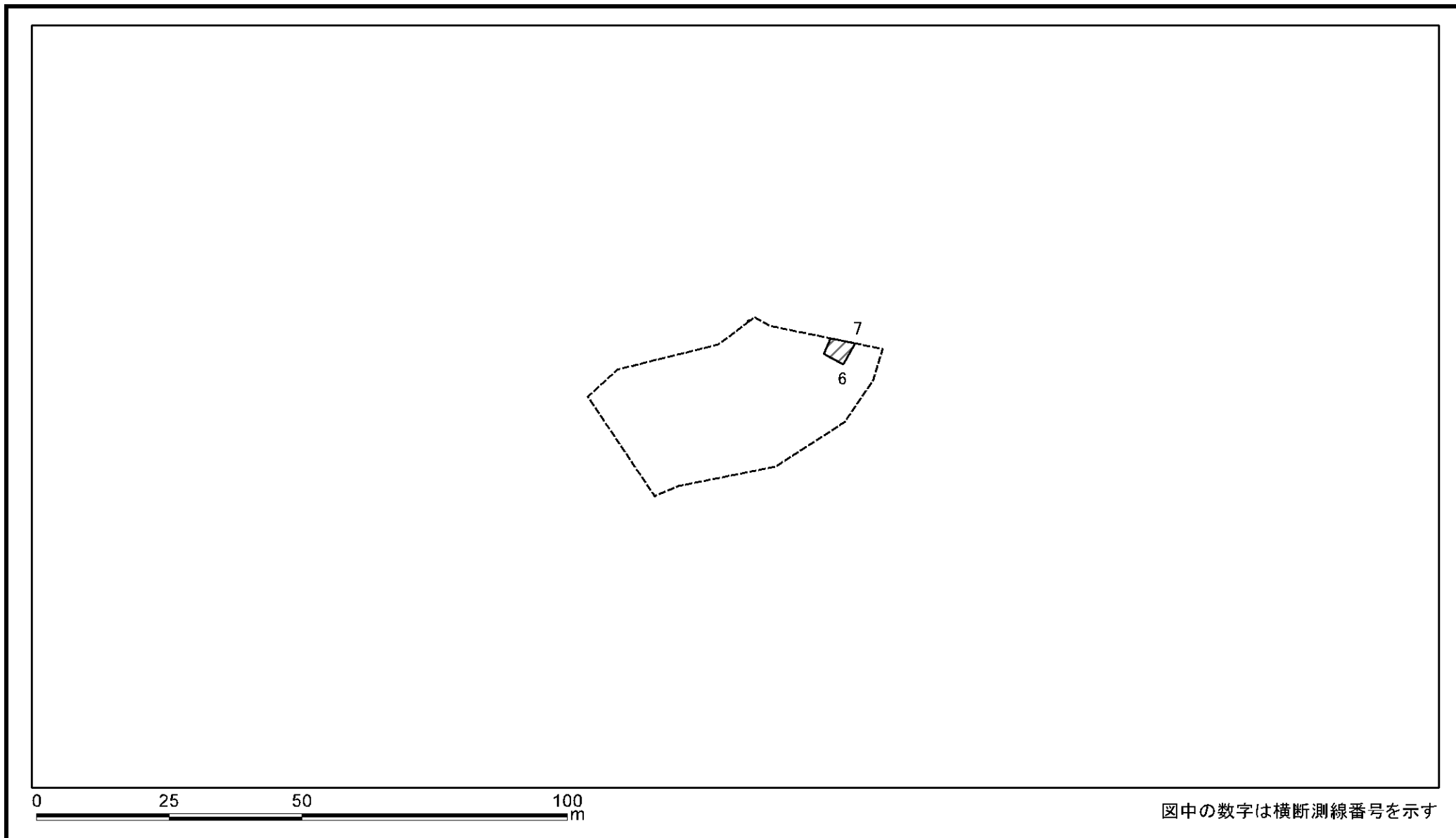
様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-105K2031(-1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第231号 千葉県告示第236号	箇所名	小川台2
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域			告示年月日	令和6年3月29日	所在地	山武郡横芝光町小川台
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域						

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)参考図



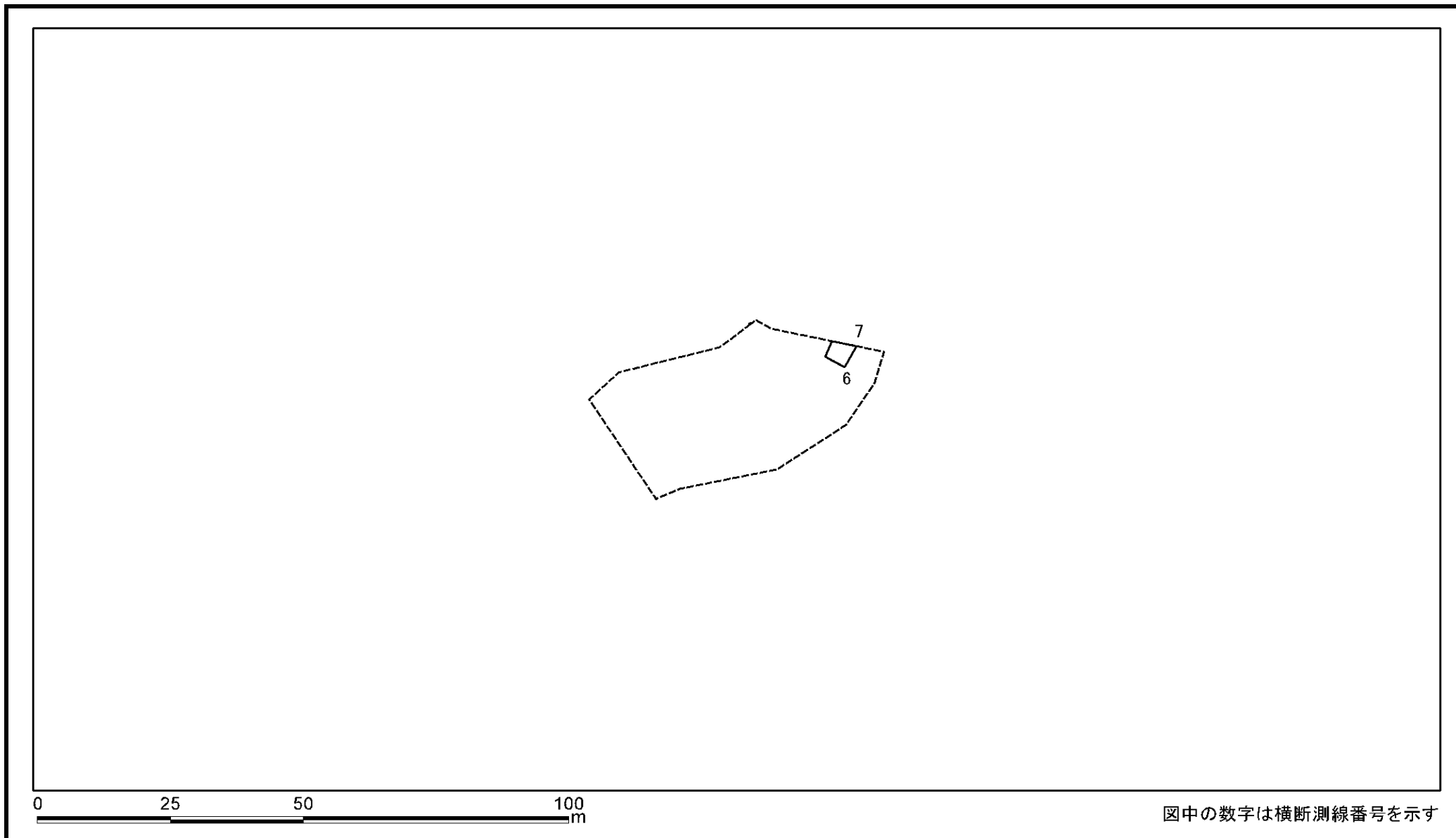
様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(参考図)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅱ-105K2031(-1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第231号 千葉県告示第236号	箇所名	小川台2
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域			告示年月日	令和6年3月29日	所在地	山武郡横芝光町小川台
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)



様式2-1(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:移動>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-105K2031(-1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	千葉県告示第231号 千葉県告示第236号	箇所名	小川台2
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月29日	所在地	山武郡横芝光町小川台

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:堆積>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-105K2031(-1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	千葉県告示第231号 千葉県告示第236号	箇所名	小川台2
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月29日	所在地	山武郡横芝光町小川台

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	-	-	-	-	-	-									
2 ~ 3	-	-	-	-	-	-	-	-									
3 ~ 4	-	-	-	-	-	-	-	-									
4 ~ 5	-	-	-	-	-	-	-	-									
6 ~ 7	-	-	58.90	1.00	-	-	11.07	2.07									

様式3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅱ-105K2031(-1)
	告示番号	千葉県告示第231号 千葉県告示第236号	箇所名	小川台2
	告示年月日	令和6年3月29日	所在地	山武郡横芝光町小川台